○共立蒲原総合病院組合行政不服審査法関係手数料条例

(平成28年3月28日)
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。) の規定(他の法律において準用する場合を含む。)に基づき徴収する手数料に関し 必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

- 第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により 納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において単に「手数料」という。)の額は、日本工業規格A列3番までの大きさの用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円)とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 前項に規定する用紙により難い場合の手数料の額は、複写又は出力に要する費 用の額とする。

(手数料の減免)

- 第3条 審理員(法第9条第3項に規定する場合においては、審査庁。次項において同じ。)は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下この条において「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規 定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を 記載した書面を審理員に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第 1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を 受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当 該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(準用)

第4条 前2条の規定は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の

規定による交付について準用する。この場合において、第2条第1項中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項」とあるのは「第81条第3項の規定により読み替えて準用する第78条第4項」と、前条第1項中「審理員(法第9条第3項に規定する場合においては、審査庁。次項において同じ。)」とあり、及び同条第2項中「審理員」とあるのは「共立蒲原総合病院組合行政不服審査会」と読み替えるものとする。

2 前2条の規定は、別表の第1欄に掲げる規定により準用する法第38条第1項の 規定による交付について準用する。この場合において、同表の第2欄に掲げる規 定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

第1欄	第 2 欄	第 3 欄	第4欄
地方自治法(昭和	第2条第1項	法第38条第6項の	地方自治法(昭和22
22年法律第67号)		規定により読み替	年法律第67号)第
第258条第1項		えて適用する同条	258条第1項の規定
		第4項	により準用する法
			第38条第4項
	第3条第1項	審理員(法第9条第	総務課総務担当
		3項に規定する場	
		合においては、審査	
		庁。次項において同	
		じ。)	
		審査請求人又は参	異議を申し出た者
		加人(以下この条に	
		おいて「審査請求人	
		等」という。)	
	第3条第2項	審理員	総務課総務担当
	第3条第2項及び	審査請求人等	異議を申し出た者
	第3項		